

○ 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）

改正案	現行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 農林中央金庫に対する資本の増強に関する特別措置（第五十条―第五十九条） 第五章 雑則（第六十条・第六十一条） 附則 （定義） 第一条 この命令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「優先出資」、「株式等の引受け等」、「金融組織再編成」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」、「特定支援」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第六項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項	目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第五十条・第五十一条） 附則 （定義） 第一条 この命令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「優先出資」、「株式等の引受け等」、「金融組織再編成」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「基本計画提出金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第六項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第十七条第一項、第二十四条

若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、優先出資、株式等の引受け等、金融組織再編成、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等、特定支援又は協定をいう。

2
(略)

(経営強化計画の提出)

第三条 法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六から九まで 削除

第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、優先出資、株式等の引受け等、金融組織再編成、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、基本計画提出金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等又は協定をいう。

2
(略)

(経営強化計画の提出)

第三条 法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 経営強化計画につき第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。以下同じ。）による評価を受けたことを証する書面

七 前号の評価の概要を記載した書面

八 当該農水産業協同組合が基準適合金融機関等でないときは、令

十〇十二 (略)

2 (略)

(法第四条第一項第二号の経営の改善の目標)

第四条 法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、コア業務純益(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定するコア業務純益をいう。以下同じ。)又はコア業務純益ROA(同様式(記載上の注意)に規定するコア業務純益ROAをいう。以下同じ。)及び業務粗利益経費率(同様式(記載上の注意)に規定する業務粗利益経費率をいう。以下同じ。)を指標とする収益性の確保及び業務の効率化とする。

(法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項)

第五条 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

一の二 リスク管理(不良債権の適切な管理を含む。)の体制の強化のための方策

二〇四 (略)

五 基準適合金融機関等でないときは、従前の経営に関する分析結

第五条第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

九 法第五条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書面

十〇十二 (略)

2 (略)

(法第四条第一項第二号の経営の改善の目標)

第四条 法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、収益性及び業務の効率の向上の程度(コア業務純益ROA(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定するコア業務純益ROAをいう。以下同じ。)の上昇及び業務粗利益経費率(同様式(記載上の注意)に規定する業務粗利益経費率をいう。以下同じ。)の低下の程度を含むものに限る。)並びに不良債権の処理とする。

(法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項)

第五条 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (新設)

(新設)

二〇四 (略)

(新設)

果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）

第六条から第八条まで 削除

（法第四条第一項第五号の経営責任等の明確化に関する基準）
第六条 法第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める基準は、代表権のある役員が役員を退任することとする。

（健全な自己資本の状況にある旨の区分）

第七条 法第四条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ当該各号に定める区分をいう。

一 農林中央金庫 単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

二 農林中央金庫以外の農水産業協同組合（農業協同組合法第五十条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等を有するものに限る。） 単体自己資本比率及び連結自己資本比率がいずれも四パーセント以上であること。

三 前二号に掲げる農水産業協同組合以外の農水産業協同組合 単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

(法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円

2 | 前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 | 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。

（法第四条第一項第六号の経営責任及び株主責任の明確化に関する基準）

第八条 法第四条第一項第六号に規定する主務省令で定める基準は、法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う時期までに代表権のある役員が役員を退任することとする。

（法第四条第一項第七号の信用供与の円滑化等地域経済の活性化に

滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ハ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策

(1) 毎年九月末日及び三月末日（以下「報告基準日」という。）

（）における中小規模事業者等向け貸出比率（農林漁業者その他の中小企業者又は地元の事業者（以下「中小規模事業者等」という。）に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）の水準を、当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2) 報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の

資する方策）

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業を始めとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

（新設）

残高の見込み

三 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イゝハ (略)

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(法第五条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準)

第十条 法第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

三 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イゝハ (略)

(新設)

(法第五条第一項の主務省令で定める基準及び令第五条の主務省令で定めるもの)

第十条 法第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益ROAの上昇の程度が経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率(別紙様式第一号(記載上の注意)に規定する不良債権比率をいう。以下同じ。)が低下することとする。

2 令第五条第一号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する株式等の引受け等とする。

一 法第三条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の株式等の引受け等(当該申込みに係るものを除く。)であること。

二 次のイからハまでに掲げる金融機関等の区別に応じ、それぞれイからハまでに定めるものに該当すること。

イ 農林中央金庫 農林中央金庫法第八十五条第一項の規定によ

(健全な自己資本の状況にある旨の区分)

第十一条 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ当該各号に定める区分をいう。

一 農林中央金庫 単体自己資本比率及び連結自己資本比率のい

る命令であつて、同条第二項に規定する農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

ロ 農業協同組合連合会 農業協同組合法第九十四条の二第一項又は第二項の規定による命令であつて、同条第三項に規定する組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

ハ 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第二百二十三条の二第一項又は第二項の規定による命令であつて、同条第三項に規定する組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

(令第六条の事業再構築)

第十一条 令第六条に規定する主務省令で定めるものは、事業再構築(産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二条第二項に規定する事業再構築をいう。以下この条において同じ。)のうち、金融庁長官及び農林水産大臣の指定する金融機関等にお

れも八パーセント以上であること。

二 農林中央金庫以外の農水産業協同組合（農業協同組合法第五十条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等を有するものに限る。） 単体自己資本比率及び連結自己資本比率がいずれも四パーセント以上であること。

三 前二号に掲げる農水産業協同組合以外の農水産業協同組合 単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

2 前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。

る次に掲げる措置のいずれかを含まない事業再構築以外のものとする。

一 資本金の額の最大限の増加（最近において行われており、又は行われることが確実であると認められるものに限る。）

二 前号に掲げる措置以外の事業再構築

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第十三条 (略)

2 法第九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

三・四 (略)

3 (略)

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十四条 法第九条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第十三条 (略)

2 法第九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

ロ 経営強化計画の変更の内容及び第三者による評価を受けたことを証する書面

ハ ロの評価の概要を記載した書面

三・四 (略)

3 (略)

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十四条 法第九条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下することとする。

（法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）
第十六条 法第十条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 （略）

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）
第十七条 法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものときは、当該実施期間が終了する一月前ま

（法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）
第十六条 法第十条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、毎年九月末日及び三月末日（以下「報告基準日」という。）における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 （略）

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）
第十七条 法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものときは、当該実施期間が終了する一月前ま

で提出しなければならない。

一 第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

二・三 (略)

2 (略)

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十八条 法第十二条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

で提出しなければならない。

一 第三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類

二・三 (略)

2 (略)

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十八条 法第十二条第二項第一号(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること(経営強化計画を提出した農水産業協同組合のコア業務純益ROAの水準が当該農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準(以下この条において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること)とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

（法第十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第二十二條 法第十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した承継金融機関等が合併に係るものである場合 コア業務純益が当該合併の当事者である金融機関等のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該合併の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画を提出した承継金融機関等が合併以外の合併等に係るものである場合 コア業務純益ROAが当該合併等の当事者である金融機関等のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併等の当事者である金融機関等のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第二十四條 法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画

（法第十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第二十二條 法第十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した承継金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該承継金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準（以下この条において「基準値」という。）を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること）とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該承継金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該承継金融機関等のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第二十四條 法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画

に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書及び部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のための申込みをする場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 (略)

七及び八 削除

九 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをするとき

に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書及び部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のための申込みをする場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 (略)

七 経営強化計画につき第三者による評価を受けたことを証する書面

八 前号の評価の概要を記載した書面

九 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをするとき

は、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(削る)

(削る)

ハ・ニ (略)

十 (略)

(法第十六条第一項第二号の経営の改善の目標)

第二十五条 法第十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、コア業務純益又はコア業務純益ROA及び業務粗利益経費率を指標とする収益性の確保及び業務の効率化とする。

第二十七条から第二十九条まで 削除

は、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該農水産業協同組合が基準適合金融機関等でないときは、令第十四条第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面
ニ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成(第二十七条に規定する基本的特定組織再編成に限る。)でないときは、法第十七条第一項第四号ホに掲げる要件に該当することを証する書面

ホ・ヘ (略)

十 (略)

(法第十六条第一項第二号の経営の改善の目標)

第二十五条 法第十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、収益性及び業務の効率の向上の程度(コア業務純益ROAの上昇及び業務粗利益経費率の低下の程度を含むものに限る。)並びに不良債権の処理とする。

(法第十六条第一項第五号ロの主務省令で定めるもの)

第二十七条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定めるものは、一の特定金融機関等(令第三十九条に規定する金融庁長官の指定する金融機関等をいう。以下同じ。)と特定金融機関等以外の農水産業協同組合を当事者とする特定組織再編成(当該特定組織再編成に係る法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等が

当該特定組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実の見込みに照らし当該特定金融機関等による当該特定組織再編成の実施に必要な範囲を超えないものを除く。）以外の特定組織再編成（以下「基本的特定組織再編成」という。）とする。

（法第十六条第一項第五号ロの経営責任等の明確化に関する基準）

第二十八条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定める基準は、代表権のある役員が役員を退任することとする。

（法第十六条第一項第五号ハの経営責任及び株主責任の明確化に関する基準）

第二十九条 法第十六条第一項第五号ハに規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定又は法第十九条第一項の規定による承認を受けて当該決定又は承認に係る経営強化計画に係る金融組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、当該金融組織再編成の後において当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の役員に就任しないこととする。

（法第十六条第一項第五号ニの信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第三十条 法第十六条第一項第五号ニに規定する主務省令で定めるものは、第九条各号に掲げる方策とする。

（法第十六条第一項第五号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第三十条 法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定めるものは、第九条各号に掲げる方策とする。

（法第十六条第三項の規定による基本計画提出金融機関等でない農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

第三十一条 法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 第二十四条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類

二（略）

三 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ 第二十四条第九号ハ及びニに掲げる書類

四（略）

（法第十七条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第三十二条 法第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合 コア業務純益が当該合併の当事者である農水産業協同組合のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該合併の

（法第十六条第三項の規定による基本計画提出金融機関等でない農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

第三十一条 法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 第二十四条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類

二（略）

三 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ 第二十四条第九号ホ及びヘに掲げる書類

四（略）

（法第十七条第一項の主務省令で定める基準及び令第十四条の主務省令で定めるもの）

第三十二条 法第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した農水産業協同組合が基本計画提出金融機関等であつて、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをした場合 経営強化計画を提出した農水産業協同組合（当

当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ＲＯＡが最も高いもののコア業務純益ＲＯＡの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併の当事者である農水産業協同組合のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画に係る金融組織再編成が合併以外の特定組織再編成である場合 コア業務純益ＲＯＡが当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ＲＯＡが最も高いもののコア業務純益ＲＯＡの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合。以下この条において同じ。）のコア業務純益ＲＯＡの上昇（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ＲＯＡが最も高いもののコア業務純益ＲＯＡの水準からの上昇に限る。）の程度が当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ＲＯＡの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ＲＯＡの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低下すること。

二 経営強化計画を提出した農水産業協同組合が基本計画提出金融機関等以外のものであって、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをした場合 不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した農水産業協同組合のコア業務純益ＲＯＡの水準が当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ＲＯＡの水準が中位のもののコア業務純益ＲＯＡの水準（以下この号において「基準値」という。）を下回っている場合にあっては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること。）。

イ コア業務純益ＲＯＡの上昇の程度が当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち

三 経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合 コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下すること。

(削る)

最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

ロ コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

三 経営強化計画を提出した農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしなかった場合 不良債権比率が低下すること。

2

令第十四条第一号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する株式等の引受け等とする。

一 法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係るものを除く。）であること。

二 次のイからハまでに掲げる金融機関等の区別に応じ、それぞれイからハまでに定めるものに該当すること。

イ 農林中央金庫 農林中央金庫法第八十五条第一項の規定による命令であつて、同条第二項に規定する農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があるときと認めるときにその自己資本の充実の状況によつて必要の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

ロ 農業協同組合連合会 農業協同組合法第九十四条の二第一項

第三十三条 削除

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第三十六条 (略)

2 法第十九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

又は第二項の規定による命令であつて、同条第三項に規定する組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

ハ 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第百二十三条の二第一項又は第二項の規定による命令であつて、同条第三項に規定する組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

(法第十七条第一項第四号ホの主務省令で定めるもの)

第三十三条 法第十七条第一項第四号ホに規定する主務省令で定めるものは、基本的特定組織再編成とする。

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第三十六条 (略)

2 法第十九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 (略)

二 法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第二十四条第一号から第三号までに掲げる書類

三 (略)

四 法第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはロ又は令第十二条各号若しくは令第十三条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五 法第十六条第一項第五号ハ又は二に掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ、ニ (略)

六 (略)

3 (略)

(法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第三十七条 法第十九条第三項第一号（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定（法第十九条第一項の規定による

一 (略)

二 法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第二十四条第一号から第三号までに掲げる書類

ロ 経営強化計画の変更の内容につき第三者による評価を受けたことを証する書面

ハ ロの評価の概要を記載した書面

三 (略)

四 法第十六条第一項第四号、第五号イ若しくは二又は令第十二条各号若しくは令第十三条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五 法第十六条第一項第五号ホ又はへに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ、ニ (略)

六 (略)

3 (略)

(法第十九条第三項等の主務省令で定める基準及び令第十八条の主務省令で定めるもの)

第三十七条 法第十九条第三項第一号（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定（法第十九条第一項の規定による

承認を含む。以下この条において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあってはコア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

一 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合
コア業務純益が当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

承認を含む。以下この条において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあっては不良債権比率が低下することとする。

一 変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合が基本計画提出金融機関等であつて、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをした場合
変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合（当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実に法第十五条第一項の申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合。以下この条において同じ。）のコア業務純益ROAの上昇（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準からの上昇に限る。）の程度が当該変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回り、かつ、不良債権比率が低

二 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が合併以外の特定組織再編成である場合 コア業務純益ROAが当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該金融組織再編成の当事者である農水産業協同組合のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

三 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合 コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下すること。

(削る)

下すること。

二 変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合が基本計画提出金融機関等以外のものであつて、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをした場合 不良債権比率が低下すること(変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合のコア業務純益ROAの水準が当該変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準(以下この号において「基準値」という。)を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること。)

イ コア業務純益ROAの上昇の程度が当該変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

ロ コア業務純益ROAの上昇により、当該農水産業協同組合のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

三 変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしなかった場合 不良債権比率が低下すること。

2

令第十八条第一号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲

げる要件のいずれにも該当する株式等の引受け等とする。

一 法第十五条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係るものを除く。）であること。

二 次のイからハまでに掲げる金融機関等の区別に応じ、それぞれイからハまでに定めるものに該当すること。

イ 農林中央金庫 農林中央金庫法第八十五条第一項の規定による命令であつて、同条第二項に規定する農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があることを認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

ロ 農業協同組合連合会 農業協同組合法第九十四条の二第一項又は第二項の規定による命令であつて、同条第三項に規定する組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があることを認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本の充実に資する措置であると認められるものであること。

ハ 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第二百二十三条の二第一項又は第二項の規定による命令であつて、同条第三項に規定する組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があることを認めるときにするものを受けて行われる適切な資本の増強その他の自己資本

本の充実に資する措置であると認められるものであること。

(法第十九条第三項第四号ホの主務省令で定めるもの)

第三十八条 法第十九条第三項第四号ホに規定する主務省令で定めるものは、基本的特定組織再編成とする。

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第三十九条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第三十六条第二項第一号に掲げる書類(法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営計画の変更の承認をした場合にあつては第二十四条第一号に掲げる書類を含む、法第十六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第二十四条第一号及び第三十六条第二項第五号ロに掲げる書類を含む。)を公表するものとする。

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十一条 法第二十二條第一項(法第二十四条第十一項において準

第三十八条 削除

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第三十九条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第三十六条第二項第一号に掲げる書類(法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営計画の変更の承認をした場合にあつては第二十四条第一号に掲げる書類を含む、法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第二十四条第一号及び第三十六条第二項第五号ロに掲げる書類を含む。)を公表するものとする。

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十一条 法第二十二條第一項(法第二十四条第十一項において準

用する場合を含む。以下同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第二十四條第一号から第三号までに掲げる書類

二 役員の履歴書その他の法第十六條第一項第四号並びに第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 (略)

2 (略)

(法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第四十二條 法第二十二條第二項第一号（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、

用する場合を含む。以下同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 第二十四條第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる書類

二 役員の履歴書その他の法第十六條第一項第四号、第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 (略)

2 (略)

(法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第四十二條 法第二十二條第二項第一号（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した農水産業協

業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出)

第四十六条 法第二十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立さ

同組合のコア業務純益ROAの水準が当該農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準（以下この条において「基準値」という。）を下回っている場合にあつては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること）とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該経営強化計画を提出した農水産業協同組合のコア業務純益ROAの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

(法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出)

第四十六条 法第二十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立さ

れる農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三・四（略）

2（略）

（法第二十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第四十七条 法第二十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等が合併に係るものである場合 コア業務純益が当該合併の当事者である農水産業協同組合のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該合併の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ROAが最も高いもののコア業務純益ROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併の当事者である農水産業協同組合のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等が合併以外の合併等に係るものである場合 コア業務純益ROAが当該合併

れる農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三・四（略）

2（略）

（法第二十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第四十七条 法第二十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、不良債権比率が低下すること（経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等のコア業務純益ROAの水準が当該承継組織再編成金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうちコア業務純益ROAの水準が中位のもののコア業務純益ROAの水準（以下この条において「基準値」という。）を下回っている場合にあっては、次のいずれかの要件に該当し、かつ、不良債権比率が低下すること）とする。

一 コア業務純益ROAの上昇の程度が当該承継組織再編成金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が比較的大きいものの当該コア業務純益ROAの上昇の程度と同等であるか又はこれを上回ること。

二 コア業務純益ROAの上昇により、当該承継組織再編成金融機

等の当事者である農水産業協同組合のうちコア業務純益ＲＯＡが最も高いもののコア業務純益ＲＯＡの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併等の当事者である農水産業協同組合のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

第四章 農林中央金庫に対する資本の増強に関する特別措置

（協同組織金融機能強化方針等の提出）

第五十条 法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する農林中央金庫は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 法第三十四条の二の申込みの理由書

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

関等のコア業務純益ＲＯＡの水準が基準値に達し、又はこれを超えること。

（新設）

（新設）

四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の二各号に掲げる事項並びに同項第三号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該優先出資及び当該貸付債権に係る借入金につき優先出資処分（剰余金をもってする優先出資の消却をいう。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保する

ための方策を記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

ハ その他法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第五十一条 法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 農水産業協同組合等(法第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下この章において同じ。)による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 農水産業協同組合等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ハ 協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画(次に掲げる事項を記載した計画をいう。)を適切かつ円滑に実施するための方策

(新設)

(1) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等に対する信用供与の残高と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

三 その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の農水産業協同組合等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体

制に関する事項)

第五十二条 法第三十四条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした農水産業協同組合等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ 特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした農水産業協同組合等により適切に資産の査定がされていること。

二 農水産業協同組合等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

（法第三十四条の三第一項第五号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第五十三条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定

（新設）

（新設）

めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

(法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項)

第五十四条 令第三十条の二第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号において同じ。)のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

二 特別関係協同組織金融機関等に対し、次に掲げる措置その他の特定支援に係る資金(以下この号において「対象資金」という。)が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項

イ 対象資金の使途に関する必要な報告又は資料の提出を求める措置

ロ 対象資金の使途についての監査が確実に行われることを確保する措置

ハ 対象資金の使途を改善させる措置

(特定支援)

(新設)

第五十五条 法第三十四条の第三項に規定する主務省令で定める支援は、優先出資の引受け等とする。

(新設)

一 (法第三十四条の五の規定による協同組織金融機能強化方針の公表

第五十六条 金融庁長官及び農林水産大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が法第三十四条の第四項の規定による決定をしたときは、法第三十四条の五の規定により、当該決定の日付、農林中央金庫の名称、当該協同組織金融機能強化方針の内容並びに当該協同組織金融機能強化方針に添付された第五十条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(新設)

(法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更)

第五十七条 法第三十四条の七第一項に規定する主務省令で定める軽

(新設)

微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である農林中央金庫の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

二 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 法第三十四条の七第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を提出する農林中央金庫は、当該変更後の協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の協同

組織金融機能強化方針は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 協同組織金融機能強化方針の変更の理由書

二 法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の二各号に掲げる事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法第三十四条の七第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の七第三項において準用する法第三十四条の五の規定による変更後の協同組織金融機能強化方針の公表）

第五十八条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第三十四条の七第一項の規定による承認をしたときは、同条第三項において準用する法第三十四条の五の規定により、当該承認の日付、農林中央金庫の名称、当該変更後の協同組織金融機能強化方針の内容及び当該変更後の協同組織金融機能強化方針に添付された前条第二項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条の八第一項の規定による協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等の報告）

第五十九条 法第三十四条の八第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

（新設）

一 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定による農林中央金庫の要請を受けて同条の指定支援法人が特別関係協同組織金融機関等から取得した優先出資又は貸付債権の額及びその内容 二 前号に規定する優先出資又は貸付債権の処分、償還又は返済の状況 2 法第三十四条の八第一項の規定による報告は、報告基準日における同項各号に掲げる事項について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。 3 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第三十四条の八第一項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の五の規定により、当該報告に係る報告基準日、農林中央金庫の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。	第五十條・第五十一條 (略)
第六十條・第六十一條 (略)	第四章 (略)